

**平成 22 年度新宿区外部評価委員会第 1 部会
第 3 回議要旨**

<出席者>

外部評価委員（4 名）

川俣委員、大塚委員、須貝委員、鍋島委員

事務局（3 名）

木内行政管理課長、大竹主査、担当 1 名

説明者（3 名）

補助事業 38「消防団への助成事業（3 消防団）」

39「各種団体への事業助成（防火防災協会 3 協会）」

40「各種団体への事業助成（防犯協会 4 協会）」

41「地域防災コミュニティの育成（防災区民組織の育成 204 組織）」

46「たばこ商業協同組合への事業助成」

52「違法駐車防止対策協議会への事業助成 4 協議会」

53「交通安全協会への事業助成 4 協会」

総務課長、危機管理課長、交通対策課長

<開催日>

平成 22 年 7 月 2 日（金）

<場所>

区役所本庁舎 6 階 第 3 委員会室

<開会>

1 ヒアリングの実施

【部会長代行】

第 1 部会を開会いたします。

今日は卯月部会長が急に出席できなくなり、ご指名によりまして、代わりに私のほうに務めてくれということでございますので、よろしくお願いを申し上げます。

それでは、第 1 部会の補助事業関係のヒアリングをこれから始めさせていただきます。

最初に補助事業 46「たばこ商業協同組合への事業助成」について、総務課長から簡単にご説明をしていただきまして、その後、質疑応答をさせていただければと思います。

＜委員紹介＞

＜説明者自己紹介＞

【説明者】

たばこ商業協同組合への事業助成について私のほうから若干説明をさせていただきます。

この事業の概要ですけれども、事業評価シートのほうにもございますが、いわゆる区民の日常生活に身近な問題であるまちの環境美化と、それから今、新宿区は特にそうですけど、路上喫煙あるいはたばこポイ捨てなどの喫煙者のマナーの向上を図るために、直接の事業者でありますたばこ商業協同組合が行う環境美化活動事業の経費の一部を補助していこうということで事業を実施しております。従来までは、補助要綱に基づき現物の給付ということで、携帯用の灰皿ですとか、あるいはごみ袋といったようなものをこの組合に現物で助成していたところですが、平成17年度から要綱を改定いたしまして、いわゆる事業者が実施する事業について、この実績に応じて事業を助成していくという方法に改めております。

ここにもございますけど、根拠につきましては、新宿文京たばこ商業協同組合環境美化活動事業費助成要綱という要綱に定めて実施しているところです。昨年の監査委員の指摘を受けまして、事業の中のどの部分の経費について助成をするのかということについてさらに要綱を改めまして、事業全般について漫然と助成するのではなくて、環境美化事業における用品の購入費というような非常に限定的なものにすると同時に、前金払いで一括助成していたところを精算方式、実績に応じて精算をするということで実施しています。

補助経費でございますけれども、こういった助成対象経費の4分の3で、上限を100万円にすると定めております。現在そういったことから、満額の事業実施経費141万7,500円のうちの4分の3ということで100万円を助成しているということです。ちなみに、加入店舗数ですけれども、ここにはいわゆる駅の売店等は加入しておりません。そういったことから、新宿区内にあるたばこの小売店350店舗が加入して、区内全域にわたってこういった事業を推進していくというものでございます。ちなみに、ここにはございませんけれども、新宿区全体でこういったポイ捨て防止ときれいなまちづくりということで実施している事業はほかにもあります。ごみゼロデーですとか、あるいは年末のクリーン大作戦あるいは日々の街頭のキャンペーン等を区民の皆様と協働しながらやってきておるところでございますけれども、こういったところにかかる経費が、まずポイ捨て防止ときれいなまちづくりでは1,897万1,000円、それから路上喫煙対策ということで、対象はいわゆるパトロールの形ですとか、それからキャンペーンの経費ということになりますけれども、こちらのほうで1億6,800万円余の金額を区内全域で展開する事業に充ててきているところです。たばこ協同組合に対する助成も、こうした全区を挙げての取り組みの中で、たばこを販売する事業者の方たち自らの活動を助成するという形でこの事業を実施しているところでございます。

【部会長代行】

ありがとうございました。

総務課長から今ご説明いただきました。これから質疑に入りますのでよろしくお願いをいたしたいと思います。

【委員】

商業組合はたばこを売っている経営者の集まりでしょう。そこに何で金を出すのかというの

がまず一番最初にあったわけです。そこで見てみると、携帯用灰皿を配ったりごみ収集袋を配ったり、それは違うところでやるんじゃないのか。事業補助にはなじまないのではないのか。

一番私どもが腑に落ちないのは、ごみの収集袋や灰皿に組合全体で300万かかっている、それに対して区がいくら補助するという、そういうのがあるならわかるけど、補助金全部でゴミ袋をそんなに買ってどうするのか、本当にそれを買っているのかみたいなどころがあるじゃないですか。そこら辺の説明が欲しいのと、まず全体にこの事業に対して組合自体がどれだけ支出しているのか、それに対してどのぐらい区が助成をしているとかというのがわかれば、一生懸命やっているんだなと思うんですけど。

【委員】

まとめて返事していただいたほうがいいと思うので、続けて同じ質問を。

いただいた要綱の後ろに請求書というのがついていました。これは、私、読み方がよくわからないんですけども、新宿区役所のほうは、ポリ製ごみ袋が10万5,000枚と書いてあって、文京区役所がポケットティッシュ支出が2万個、J T東京がポケット灰皿が2万個と読めるんですね。そうすると、新宿のことを私たちがやっているわけだから、新宿区役所の管轄がポリ製ごみ袋10万5,000枚だと思えるんですね。それを配ったのがどうも350店舗で、その1店舗ずつに300枚ずつ1年間、だから365日だから1日1枚使うということなのかかわからないんですけども、配ったようなんですね。活動記録には649名の人が参加してやっているようなんですけども、ごみ袋をいっぱいにするのはすごく大変なことなんですよ。

これを全部イベントに使ったとしても、649名としても100枚以上になるし、これはどういう事業で、何をするためにこの45リットルの大きいごみ袋が1店舗1日1枚ずつ要するのかというのがまず素朴な疑問だったんです。それが141万7,500円というのでまた驚いているんです。そのこのところを教えてください。要綱を見ると、清掃用具の購入費とか啓発用物品、チラシ、その他事業というような経費になっているので、これは、清掃とか、まちをきれいにする運動とか健康増進とか、そういうところに来ているのかどうかということももう一つ説明をお願いしたいところです。

それと、平成17年3月の補助金等審査委員会の答申書の資料22ページで、その頃にはごみ収集袋は24万7,863円だったのが、答申書で「抜本的な見直し・検証を行うべき」と指摘されながら今度は140万に増えているというのはどういうことなのか、教えてください。

【委員】

最近たばこはカードを登録して、カードを入れないと自販機で買えないんですね。今はまちを見ますと、たばこ専門でもって売っているところはものすごく少なくなったと思いませんか。300店舗なんかないと思いますよ。あるとしたらコンビニです。

事業評価シートでは、19、20、21年度と予算が載っているんですが、いつも金額が同じなんです。時代が変わっているのに、出している金はみんな常に一定である、そこら辺の疑問が大きいんですね。

時代に即応した金の使い方をしてもらわないとちょっと不公平になるのかなという気がしな

いでもないのです、そこら辺を教えていただきたいと思いますし、さっき委員がおっしゃったように、我々は税金を区に払っているんだからいいんじゃないかというような発想だとちょっと困るんじゃないかと思うんですね。

最近、特にポイ捨て禁止のネームを道路に打ちつけてあちこちやっていますよね。私も月2回うちのまちの周辺を4人ぐらいでたばこのごみ拾いしているんですよ、1年前ぐらいから。そうすると、だんだん少なくなっているのは事実です。ポイ捨ての空き缶なんかも当初から比べると大分少なくなっている。これはいい傾向なんです、そこら辺宣伝を大いにしてもらって、使うべきところを間違えないようにやってほしいなと思っています。

【部会長代行】

私のほうからは、今までお話があったことと共通するんですけども、1つは、やはり17年の答申書によれば抜本的に見直しをということが出ているわけでありましたが、そういったことに関して、先ほど総務課長がご説明されたようなことで本当に対応してきているんだろうかという疑問が1つあります。

それと今、委員が言ったことと共通しますが、毎年度、定額を交付してきているということで、時代環境も変わる中で、事業の成果とか効果というものを本当に検証されてきているのだろうかというところが気になっていて、17年に問題になった団体助成、形では事業助成みたいな形になっておりますけれども、実質は団体助成みたいな、そういう性格はまだぬぐい切れていないのではないのかなという気がしておりますが、その辺のところをどうお考えになるのかというところです。

委員からそれぞれ質問がなされましたので、ご回答のほうをお願いします。

【説明者】

まずなぜたばこ組合だけにこういった事業助成がついているのかという点でございますけれども、従来いわゆる団体に対する補助金という形で始まった制度ではございますけれども、補助金等審査委員会でご指摘を受けて、団体に対する補助から事業に対する補助という形に変わってまいりました。それとあわせて、従来、店舗のあったところに自動販売機を置いて営業されているという形態が増え、顔の見える小売店というのは確かに減ってきているところです。ただ、350店舗ということで区内に相当の数の自動販売機と小売店舗がある。そこを中心にたばこのマナーですとか店舗の周りの美化運動に日常的に努めていただくというのが事業助成に変えてきた趣旨でございます。

そういったことから、一番身近でまち場で見ていられる皆さん方の目から見てどの程度の効果があるのかといったようなところは、事業の効果の検証についてはこの協同組合のほうにも徹底していかなくてはいけないと思います。ここ3年間ポリごみ袋で助成していますけれども、清掃用具も大体4年から5年で消耗していくということで、来年度は袋のほうは随分減らして、その部分を用具の購入に充てるというようなことです。実質的に消耗品に使われているというのは、見積書だけではなく領収書も徴収して、日ごろの活動についても事業報告のヒアリングをするなどして成果を検証してきていますけれども、効果についてどう調査するかは課題とさ

せていただきたいと思います。

他には、先ほど若干触れさせていただきましたけれども、新宿区全体としてまち美化に対する区民の方の活動に対する助成ということで、キャンペーンなどをやる時の袋ですとかトングですとか、そういうような用品の購入につきましては、ポイ捨て防止では用品の関係費は115万8,000円です。それから、路上喫煙対策ということで、高田馬場の駅周辺、四ッ谷駅周辺で区民の方たちにキャンペーン用品としてお配りしたり、そういった消耗品は約1,700万円程度で、こういった全体のまち美化についての予算が通ってきているところですけども、ここはたばこを販売しているところにそういう意識づけをきっちりやってもらって、まち美化に積極的に取り組んでいただくということでこの事業を実施しているというところでございます。

【部会長代行】

ご説明の中で、今まではごみ袋が中心だったのを清掃用具にするのは来年度からですか。

【説明者】

今年度は、ほうき、ちり取り、それからトングといいます火ばさみというんですか、つまむやつ、それから床ブラシ、そのほかポリ袋については枚数が減ってきてはいます。

【部会長代行】

今年度から変わってきているということなんですか。

【説明者】

はい。

【委員】

私が申し上げたのは、この140万の中から各団体みんなで一緒に清掃をやる時にいくらかでも拠出されているのか、経費として分担されているんですかということです。そうではなくて、それは別の予算で、たばこの補助の中から分担するものはなく、ご自分たちの事業だけにお使いになっているんですか。

【説明者】

協働で出てくるときにも使われていますけれども、この部分だけで言いますと140万です。要するに消耗品しか補助対象にしませんから、目には見えてきていませんけれども、組合全体で他に取り組んでいる、要するにそのときの交通費ですとか、そういったものは別に組合員としての会費の中で全部賄っているということでございます。

【委員】

それともう一つ、17年のときに、ポリ袋、収集袋が24万7,863円なんですね。そのときに携帯用灰皿は新宿区がやっていたようなんですけども、そのときの総合的な予算も同じで104万5,000いくらなんですけども、21年度何で急に10万5,000枚いう膨大なポリ袋に変わってしまったのか。しかもティッシュのほうは文京がやってくさっているわけだから、そういうことは区のほうで、予算書とか、そういうのを見られたときにそれをお考えにならなかったのか、どうしてこれが急にそこまで膨らんで、しかも今、対面ではなくて機械化されているのに、1店舗にそんなにたくさんに急になってしまったのかというのが不思議なんです。

【説明者】

ちなみに平成16年度当時でも、新宿区でも携帯用灰皿というものを約1万2,000個ほど現物で支給しています。

確かに10万枚全部使っているのかという若干疑問なところがありますけれども、ある年にはちり取りですとかほうきですとか、そういうものを購入して、そういったものが消耗していないということであれば、今年度については袋を重点的にということで、ここ3年間ちょっと袋が続いてきていますけれども……

【委員】

3年間続いているというのがまた不思議なんですね。。

こういうことを区がご覧になっていらっしゃるのと、これからも前のおりごみ袋を10万5,000枚、これでいいじゃないですかと、これで予算消化するというような感じにどうしても受け取られてしまって、公平の感覚からいくとちょっとどうなのかと、とても理解に苦しんでおります。

【説明者】

そういったことも受けまして、いわゆる消耗品に限っての助成ということに変えてきていますので、今年度も指導して、本当に必要なところに必要なものを充当してくださいということで、今年度も違う品目が出てきています。必要なものを精査した上で実績による精算という方式をとってまいりますので、今後とも団体についてはそういった点も強く指導していきたいというふうに考えております。

【部会長代行】

あと、先程のまちの美化活動についての組合としての全体の予算額とかいうのはどのくらいなんですか。そのうちで新宿区分はこれくらいとか。

【説明者】

実態としまして、正式な書類で出てきているのは、今回区が助成対象にしている、こういった活動に係る消耗品についての経費で、それがいくらでそのうちのいくら、4分の3で100万が上限ですよということでやっていますので、報告としてちょっと私ども不十分なのかもしれませんが、消耗品のお金だけで140万円何がしかかかっていますということで、その4分の3ということでやっていますけれども、その他にどういった事業費がかかっているのか、全体の事業費については今後確認してまいりたいと思いますけれども。

【委員】

たばこ商業協同組合全体の予算、これは組合だからいろいろな事業をおやりになっている、その事業のうちどういう予算か。新宿区は基本的には、キャンペーンという新宿の美化に補助しているわけですね。それは組合の全体の中の事業の美化に対しては、何%やっている、その中の消耗品がいくらだからと言うと、我々もわかるわけです。ただ、何でたばこ組合に新宿区は補助しなくちゃいけないのか。利益を求める団体でやっている活動費を、それも消耗品をどうして。この組合の通常の運営費が1,700万なんですか。

【説明者】

いや、そうじゃないです。新宿区が、例えば町会でやったり、ごみゼロデーに軍手を皆さんにお配りしますよね。そういうのを買ったりする、いわゆる新宿区全体で消耗品を買って、軍手だとかトングだとか配っているのが1,700万で、このたばこ組合が使っているお金が1,700万というのではないです。

【委員】

早い話が100万円、17分の1がたばこ組合に行っているんですよという意味ですか。

【説明者】

いや、それとは別です。

【委員】

いずれにしてもそれに近い発想でしょう。

【説明者】

そうですね。全体的に言えば、新宿区全体で一千何百万からかかっている、消耗品で。

【委員】

同じように美化キャンペーンもやっているし団体には出しているんです。それとは別枠だけど、たばこ組合も同じような運動をしているから出していると、そういう解釈ですか

【説明者】

はい。

【委員】

それは新宿区側としてわかるんだけど、たばこ商業組合がどのぐらいの経費をかけて年間運営していて、その中の美化キャンペーンにどれだけ使っているのかというのが対比が出てくるとわかると思うんです。

【部会長代行】

それは後日、ご協力いただけるものであれば、資料として出していただきたいと思います。

【説明者】

会費でやっているたばこ商業協同組合ですから、各業界ごとに団体がありますけれども、ここも団体全体の福利的なものや、いろいろな代行作業もやっているんですよ。そういった事務手数料的なものも入っていますので、かなりの予算規模を持っていて、しかも1店舗当たり出捐金というので、要するにメンバーになるのに当初会費みたいなので結構な金額を入れているみたいなんです。そうすると、いわゆる組合事務所の財産を持っていて、その他に一部、貸し室みたいなものもやっているんで、そういったものも含めると団体としてはかなりの規模の予算を持っているうちの一つの事業としてこういうキャンペーンというのは、身につまされているところですから。

いわゆる日本たばこ時代、もともとたばこの選別所というのが小石川にあって、その選別所というんですか、その単位にそういう協同組合ができたので、小石川にあったために文京と新宿でこの1つの組合ということででき上がってきたかなり古い生い立ちがあるところみたいな

ので、それなりの資産というのを持ってやってきているところなので……

【委員】

コンビニのたばこ売り場は入っていないのですか。

【説明者】

コンビニは入っていないそうです。

【委員】

文京区はいくらぐらいの予算ですか。

【説明者】

文京区はお金じゃなくて、物で出しているようです。

【委員】

ポケットティッシュ 2 万個のほうが安そうですね。

【委員】

店舗数が違うんじゃないですか。

【説明者】

店舗数が圧倒的に、倍以上新宿区のほうがです。文京区管内は150店舗で……

【委員】

でも、店舗でいくわけじゃないものね。これだけ文京が100万出しているから、新宿も並びで出さなくちゃいけないので出しているかと思ったのですが。

【部会長代行】

時間も大分押してきていますが、他に何かご質問ございますか。よろしいですか。

そうしましたら、たばこ商業協同組合の全体の事業費で、その中で美化事業費がどのくらいあるのか、それに対して新宿区分がどのくらいの割合なのかということをお知らせいただければありがたいと思います。

全体的な委員の皆さんのご意見としてはどうも、平成17年当時答申が出て、一応事業助成という形になったけれども、その後ずっと定額で支給されてきている、果たしてその支給額だけの事業面での成果が本当に上がっているのだろうか、平たい言葉で言えば漫然と団体助成を実質的にずっと継続してきていはいしないかという疑問は皆さんがお持ちであるということです。

【委員】

その当時と比べて、まちをきれいにするという運動が盛んになってきていますので、これと一緒にやっていただければこんなに要らないんじゃないのかなということですね。

【部会長代行】

それでは、もう一つの視点として、まちの美化にかかわる話ですから、他の団体との連携がどうなっているのか、どういう形で行っているのか、そういう協働の視点からの整理もお願いできればと思います。

他によろしいでしょうか。

ありがとうございました。

それでは、順番に沿って進めていきたいと思います。危機管理課ですね。

1 番目、補助事業38「消防団への助成事業」から、ご説明いただけますか。

【説明者】

まず、私、危機管理課長から消防団の防火防災協会、防災区民組織につきましてご説明させていただきます。次に防犯協会につきまして、安全・安心担当副参事のほうから説明させていただきます。

はじめに、消防団ですけれども、消防団につきましては消防署と同じ消防機関として、平素は職業を持っていられしやる区民の方々、いざ災害というときには消防活動等を行う消防機関ということで、団員の方々は非常勤の特別職の公務員です。18歳以上の健康な方であれば、男女を問わずだれでも入団することができるということとなっております。災害が発生した場合には、これが消防署と一体となって迅速な消火活動を行いまして、まちと住民を守るというのが消防団の大きな役割になっています。

現在、新宿区内には3消防署がありまして、その管轄に従いまして3つの消防団がございます。四谷消防団、定員100名、現員103名です。牛込消防団、定員150名、現員150人、新宿消防団、定員300名のところ269人ということで、それぞれ四谷につきましては3分団、牛込につきましては4分団、新宿につきましては12分団、計19分団ございます。これらの方々は平素からまちの安全を守るために日夜活動を続けるというところになっております。

算定基準または対象経費ということで、算定基準につきましてはもともと要綱の中で基本割額24万3,000円、それから団員数割り当てということで1人当たり2,765円という形で出させていただいております。対象経費については、今年の4月から要綱を改正いたしまして、補助金の交付対象事業ということで別表を設けましてそこに明記させていただいているということでございます。

例えば、対象活動事業につきましては、防火防災思想の普及啓発ですとか教育訓練という形で設けまして、それぞれ内訳といたしまして、例えば防火防災思想の普及ですとか防火防災予防運動運動費、これは防火防災思想の普及啓発のための行事の実施、それから広報物の購入または発行等に関する費用、あるいは教育訓練につきましては消防団操法大会費、これは大型ポンプがございますので、その消防操法大会、これにかかわる費用、こちらを補助しているというところでございます。

それから、もう一点目の防火防災協会なんですけれども、これは地元の方々、それから事業者の方々から成る協会でございます。こちら3消防管轄区域に1協会ずつ、四谷防火防災協会、牛込、新宿というふうになっております。それぞれ会員数は、四谷につきましては141名、牛込につきましては171名、新宿につきましては325名ということで、町会、事業者の方々を構成とする協会でございます。

そして、何をやっているかと申し上げますと、1つは防火防災に関する広報活動、これは広報紙の発行ですとか回覧、ポスター掲示、それから次に火災ですとかその他災害の予防警戒、特に歳末消防特別警戒の実施ですとか防火パレードの参加、こういったことを行っております。

また、災害時要援護者、特に高齢者の方への住宅用火災警報器の設置、そういったことも行っております。そして、最後に防火防災にかかわるイベント等です。これは防火の集いですとか防災フェア、そういったことを実施しております。

ご指摘になりました事項なんですけれども、こちら補助額の算定基準や対象経費が明確になっていないということで、算定基準につきましては事前の事業補助経費2分の1以内ということで定められておりましたので、新たに補助金の交付対象額、これを追加させていただいております。これも消防団と同じように、それぞれ対象経費、活動経費、これを明記いたしまして、例えば資機材等の購入経費、それから広報活動用経費ということで、内容につきましては資機材等購入経費につきましては、防火防災紙の普及啓発等及び地域防災力の向上のために必要な資機材の購入経費等々というふうに細かく記載させていただいております。

それから、防災区民組織ですけれども、こちらにつきましては皆さんご存じだと思いますが、町会、自治会を母体とする防災組織ということで現在204組織ございます。こちらに対してそれぞれの世帯数に応じた助成金を交付しているということでございまして、これは11年度から始まったものです。それ以前は防災資機材、これはそれぞれの防災区民組織が必要といたします防災資機材を現物支給しておりましたけれども、実態に合わせた給付がよろしいんじゃないかということで、世帯数に合わせた助成金の支給を現在行っているところでございます。

ご指摘に、個々の組織の活動実態に応じた助成に変更したほうがより個々の組織の能力の向上に資するではないか、また実際には需要は町会によって差があるんじゃないか、それから団体補助的に使われているのではないかとということがございました。まず1点目、世帯数に応じた助成なんですけれども、17年度に補助金等の申請委員会の指摘を受けまして、防災区民組織の能力の向上を図るために自己管理型の自己評価制度、これを実施したところでございます。ただやはり自己評価というのはなかなか区民の方には制度自体が浸透を図れずに期待する効果が得られなかったということでございます。そういったこともございまして、19年度から報告書に合わせましてアンケート方式による調査を行っております。そして、これによって個々の組織の活動実態の把握に努めているというところでございます。

また、アンケート結果を全組織に周知することによってほかの組織の活動状況を参考にした防災力の向上に取り組むべきというものがございまして、例えば昨年度のアンケートにつきましては、現在の助成金額が妥当であるという回答が全体の75%を占めております。助成金の使い方といたしましては、これは防災訓練ですとか資機材の購入、そういったものに各防災区民組織が必要とする活動に当たられているということでございます。こういったことから、私もといたしましては、助成金によって各組織が実情に応じた柔軟かつ効果的な防災活動が行われていると考えております。

また、参考でございますけれども、23区中、地域防災区民組織の中で18区が活動助成金を交付している。また、その中で17区が世帯数に応じた助成制度となっているというところでございます。

【説明者】

次に防犯協会のほうの説明をさせていただきます。

まず、防犯協会の団体の目的ですが、防犯協会は各警察署ごとに外郭団体として設立されております。警察署と一体となって民間の立場から犯罪のない明るいまちづくりを推進するボランティア団体であります。古くなりますが、戦後の廃墟の混乱の中で、自分たちのまちは自分たちで守ろうということが発端になって全国的になったものであります。

主な活動といたしましては、防犯思想の普及徹底を図るための広報ですとか座談会、会議の開催、ポスター、看板の掲示を行います。または、駅前キャンペーンですとか地域安全運動、防犯活動運動を実施しております。また、青少年の非行防止並びに児童相談、そして警察の犯罪捜査の協力等を行っております。通常の運営費は各防犯協会ごとに会則で決められました会費で成り立っており、そこにプラス助成金ということで区からの年22万5,000円を上限とする補助金を支給させていただいております。

前回、行政監査でご指摘を受けましたところについてでございますけれども、防災の関係と同じく補助額の算定基準や対象経費が明確にされていないというご指摘を受けております。平成17年のときの緊急提言、答申におきまして団体補助から事業補助へと移行していった中で、平成20年に防犯協会の助成金を定める専用の要綱が定められていたんですけれども、その中でもまだ補助額の算定基準や対象経費が明確にされていなかったというご指摘を受けまして昨年6月に要綱の改正しました。その補助額の算定基準につきましては、これまでは要綱の第4条の中で、補助対象経費の2分の1以内とするという漠然としたものだったんですが、昨年の改正で別表1ということで加えさせていただきまして、まずは補助金額の上限を22万5,000円にします、その上で補助対象経費に係る経費の2分の1以内に規定を改正いたしました。さらに、対象経費を明確にするために、年度初めに各防犯協会から出していただきます事業計画の中に様式等を設けまして、そこに新たに補助対象経費を明確にする項目を設けて、その経費が何に使われるかということを明確に記載させることによって補助経費を明記するようにいたしました。

それをもちまして、昨年、担当者を集めまして団体補助から事業補助へ移ったということを再度詳しく説明をしまして、要綱の改正趣旨も詳しく説明をいたしまして、昨年度から新たな要綱で実施し、団体補助じゃないということを、事業補助だということを明確にするようにして昨年から運用しておる次第であります。

以上です。

【部会長代行】

ありがとうございました。

それでは質疑のほうに移らせていただきたいと思います。

【委員】

アンケート調査をやったほうがいいんじゃないかと思います。どういうふうにするか。もっと活動する人に金を出したほうがいいと思います。

例えば必ず飲食に関するものに対してはそれを経費と認めないというくくりがありますよね。夜中の3時から10時ごろまで飲食に関しては一切出ない。一定の時間以上の勤務体制があった

場合はそれをオーケーするような形の少し弾力性のある施行をやらないとおかしいんじゃないかと思う。夜中の11時ごろ電話がかかってきて、朝の7時ごろまで、消防職員は朝食とか夜食は出すんだけど、そのおこぼれをもらっている状態で、消防団員は一切飲食に対する経費は出さないというくくりということになっているんです。

【説明者】

そうです。今はそうです。

【委員】

それは何かくくりがあまりにも単一過ぎないですか。消防団にはもっと予算がついてもいいと思うんですよ。

それから、防火防災協会、ここはいろいろな啓発もやっているけど、50万使ってやっていることはどうもいろいろな人の表彰をやっているみたいなんですよ。

もう少しこういうところ、消防団のほうに予算配分して、コミュニティのほうもボランティア的なものがあるから、そんな1,000万ももういいんじゃないんですか。地区協のほうに200万も来ているわけで、同じようなところがやっているわけだから、もうちょっとこのところのバランスを、全部3つ合わせた全体的な予算のくくりとしたら、そのくくりの中で高齢化社会に向けてしないと若い人は入ってこないわけですよ。そんな食事も出なかったら、若い人はできません。もう少し近代化した消防団をしているところはテレビなんかでありますよね。そういう災害の重要なところには、何かシステム的に変えて、予算もちょっとつけてもらって、それで要らないところは削って、この3つを考え直したらいいんじゃないかと思うんですよ。

協働してやれば町会の中だって、西新宿なんて企業が多いけど、企業も帰宅ばかり考えないで、地域と協働するような感じにしたほうがいいと思うんですよ。もうちょっと若い人がいて地域のことをやっているところ、何か声がけすればやりますよというところはあるじゃないですか。そんなところはもうちょっとシステム的に、これはここは住民だけとやらないでやったらいと思いますよ。予算の配分をもうちょっとやって、組織をもうちょっと近代化する。

【委員】

消防団は都の組織にも入っているから都から7,945万出ているわけですよ。

【説明者】

基本的には、今の補助金とか、資機材費ですとか、そういったものは区でみんな出しています。ただ、報酬については、非常勤の特別職ですので、報酬年間いくらということで、東京都のほうから、消防庁から出るということになっております。

【委員】

報酬が都から出るのですか。

【説明者】

基本的には消防は、本当は市町村事務なんですけれども、特別区の場合は東京都で一括してやっているんです。一部の事務については特例の措置で各区におろされているわけです。

施設については東京都のほう、消防庁で全部建てています。

先ほどこっちと委員からありました3つの中でという話ですが、これは位置づけが違うんです。消防団は消防庁。防災区民組織につきましてはそれぞれ区民の方。区民の方々も地域にとどまって初期消火ですとか給水活動をやっていただきたいということで、そのための防災区民組織をつくっていただいている。防災サポーターというエキスパートの養成なんかもしておりますし、地域一体となって地域の防災力を高めていこうということで、役割分担を持ってそれぞれの実情に合わせた助成をしているわけです。

先ほどの地域の事業者の方とおっしゃいましたけれども、例えば今、高層マンションに住んでいる方が結構増えてきていますよね。そういった方々も一緒にやっていける状況にこれからやろうと思っていますし、地域の事業者の方々にも呼びかけて地域と一緒にやっていこうと。というのは、かなり高齢化が進んできて、皆さん、ちょっともう活動できないというようなお話も声が聞こえますので、昼間であれば、事業者の若い方々も、あるいはマンションの方々も入っていただいて、地域一体となって地域防災力の向上を進めていきたいというふうに考えております。

【委員】

やっぱり勤めていらっしゃる方が災害に遭うときは一緒ですから、一緒にやらないと何もできないわけですね。

【委員】

場所によって、昼間、若い人がいる地域があるでしょう、会社。それから、サラリーマンで出かけちゃって留守になっているまちもあるわけでしょう。学生、子供たちを利用する手もある。あるいは、都営の団地なんかワンルームがまだ空いているところはいっぱいあるわけですよ。学生さんに貸せないか。学生さんに貸すことによって、いざというときに力になってもらえるんだというのがあるわけですから、あれを何とかしてもらったほうがいいんじゃないかと思いますね。

【委員】

そうですね。若い方に居着いてもらわないとね。

【委員】

学生は4年たったら交代になるかも知れませんが、なお地域とコミュニケーションをとって、地域のために働いてもらえる場合もあるわけです。そういうことをやっぱりきちんとやってもらって。

【委員】

逆に条件にしちゃえばいい。防災サポーターになる学生にはお貸ししますよと……

【委員】

17年の答申書では、消防団には、都から7,720万、新宿区からは225万、区の補助比率は約2.9%と書いてある。もしそういうことであれば、2.9%なんてことでなくもうちょっと増やすとかね。新宿では3署に対して都から7,700万出ているわけですね。

【部会長代行】

これは人件費とか何か報酬とか活動費とかを含めてなんですか。

【委員】

これは内容を知りたいですね。

【部会長代行】

では、そこは教えてもらえますか。

消防団をはじめとして各種協会、防災、防火、それから防犯の観点から非常に重要な役割をしているということで、特に消防団についてはもっと予算を充実させるべきではないかという声が出ているところではあるんですが、それはそれとして、私どもはもう一つの側面からは、こういった補助事業が効果的に行われているのかという視点からも見ていかなければいけないのではないかと思います。

そういう意味では、17年のときには団体助成ということで、事業助成に移行していくべきではないかということが言われたわけですね。そこで、補助要綱の見直しなど努められてはきているんですが、要綱の改正を行ってから日が浅いということで、十分な成果を上げているのかというのはちょっと不透明なところがあります。その辺のところ、今後どうされていくのだろうかというところが1つ気がかりです。

それから、消防団の関係で、事業助成と言っておきながら、実際の補助率を見ますと、基本割額とか定数割額とかで算定しているんです。こういった算定の仕方というのは基本的には団体助成的な考え方ですよね。ですから、そこら辺はちょっと不十分なのではないかという気がするんです。実際の運用を見てもずっと定額で来ています。そこに違和感を感じますよね。事業助成に切りかえてきたとおっしゃっていますが、実はそうではないのではないかというようなことがあると思います。

定額で例年支給されてきているんですが、その結果としてどういうぐあいにその成果を上げてきているんだろうかというようなところです。特にこの新宿区の場合には、区長の方針として協働のまちづくりということが重要な柱になっていますよね。そういった観点からしますと、こういった各種補助金が地域住民の方の消防団活動への参加とか地域防災活動への参加とかいう点でどういう成果を上げているんだろうか、こういうところを十分検証してみる必要があるのではと思っているんですね。基本的に予算の増額ということはよく理解できるんですけども、それはそれとして補助事業として見た場合にどうなのかという観点でちょっといくつか視点を申し上げさせていただきました。

【説明者】

基本割額、定数割額とありますけれども、先ほど防災区民組織のところでも、実態に応じた助成金を出しているということで、やはり規模に応じて実態に応じた事業助成というのが必要だろうかなというのが1つあります。そういったことから、定数、人数に応じた助成というのも1つやっているところであります。

それから、成果なんですけれども、例えば四谷のほうでは、今、四谷の地域では、火事が起きない火災における死者ゼロ4,000日を達成しているんだそうです。そういった消防団の日ご

ろからの活動によってそういったものが達成できているのかなというのもありますし、これは今女性にも結構人気が出てきて、これも四谷なんですけど、女性の若い方、大学生の方が今2名入られて、結構いろいろテストなんかされていたり啓発事業なんかもやっています、そういったこともありますし、また少年消防団というのもございまして、というのは先ほど地域の高齢化というお話もありましたけれども、子供のうちからこういった防災ですとか火災といった、そういった知識を学んでいただくということで、子供の少年消防団なんかもありまして、そういった地域の子供の取り組みなんかもやっております。

それからまた、協働のまちづくりというのもありましたけれども、消防団というのはもう昔から地域の安全安心という都の公共サービスと協働してやってきたというところがありますので、私どももそこら辺をもっとPRしなくちゃいけないというのがありますが、成果的にはそういうところはかなり上げられているというふうに考えております。

【委員】

私は問題視しているのは防火防災協会なんですね。50万ですと言われてしまえば、それはそんなに大したことではないでしょうとおっしゃるけど、消防団がいろいろなことをしていると、それから防災区民組織でもやっていることと重なったことをなさっているのが多いんです。だから、この協会が設立された当初はとても有効に効果があったかもしれないけれども、年を経て、いろいろな組織が活発になってきたらば、もうそちらに譲ってもいいのじゃないかというものもあるのではないかなと思うんですね。

消防団は東京都の管轄だけれども、協会と区民組織のほうは、きちんとした組織にして私たちを守っていただきたいことはありますけれども、そここのところが、何かイベントばかりやっているのではなくて、こういう50万の予算とか、いろいろなのがついていたらもうちょっと何か方法があるのではないかなということがあるんですね。だから何か予算を毎年毎年今おっしゃったように消化するのではなくて、もうちょっと違う視点で効果的なものを考えられないかなと思います。

消防団は私はとても充実してほしいと思いますけれども、区民組織のほうも、世帯割というのは団体助成に近いものなので、消防団みたいにこれだけの単位を守るからというところはわかるけど、広報なんかの点からいけば事業というのはやっぱり世帯割ではないでしょう、もうちょっとこの世帯割だと事業を見直さないんじゃないですかという感じを持ちます。

【部会長代行】

先ほど同じようなことを私のほうからも申し上げたんですけど、補助事業39「各種団体への事業助成（防火防災協会 3協会）」、これは上限額があるんですけど。補助事業40「地域防災コミュニティの育成（防災区民組織の育成204組織）」、この防災区民組織も世帯に応じたというようなことですね。上限を定めても、実際支給しているのは上限いっぱい額ということで、実質的にはやっぱり団体助成みたいな色彩がぬぐえないんじゃないかという気がするんです。これまで17年当時とか、いろいろ指摘されているように、事業助成ということに一応形は切りかわってきているようだけれども、運用の実態は今までの団体助成的な性格が強

いのではないかという気がするんです。だから、そこはもう一工夫していかなければいけないんじゃないか。それとともに、今のご意見があったように事業面での効果、どういう効果を上げているのかというところをもう少し十分事業実績報告を受ける中で精査していただく必要があるのかなという気がいたします。

【説明者】

効果で言えば、例えば地域の訓練などもありまして、去年なんかも防災区民組織の方に参加していただいているいろいろやっていたくんですが、区の仕組みとして、いざ地震があった際にはもう区も消防も現場に行けませんよということで、ご自分方で各学校、今51カ所、避難所があるんですが、そこに防災区民組織が行っていただいて避難所の管理運営をやっていただくということで、実質的に今防災体制づくりが進められつつあります。そういったところでかなり成果が出てきているというのがあります。

または一方、ご指摘のとおり、確かにもう一工夫ということもあるとは思いますが、ちょっとまたそれは検討させていただきたいと思います。

【部会長代行】

一律に世帯数に応じて上限いくら、実際その上限いっぱい額を支給しているわけですね。そこに形骸化という余地を生むのではないか。事業助成であれば、事業の中身に即して助成をしていくという形を徹底していかなければいけないんじゃないかという気がしますね。

【説明者】

実際に活動をしていらっしゃる町会はほとんどこの金額以上の支出をされているということで、実績報告書を出していただいているんですが、この助成金以上の活動経費でやっているという事例が結構ありますので、そこら辺はある程度きちんと……

【部会長代行】

そういうときは上限目いっぱい補助していいわけですね。そうでないところはやはりめり張りをつけて、効果的な事業をやっているところには上限いっぱいですとか、そうでないところは抑えていくとか精査していくとか。

【委員】

この助成割合で世帯数云々というのがあるじゃないですか。204組織は大体区の町会に合わせている。そうすると、区の町会組織というのは35世帯でも1町会だし、1万6,000人いても1町会、そのぐらい差があるじゃないですか。ところが、この500世帯未満は5万円で、1,000世帯以上は7万円、このくくりが全然現状と合っていないんじゃないか。本来的に何々をやりたいから何をくれというのが助成だと思うんですよね。今のあり方はちょっと違うでしょう。これをやるためにはこれでは15万かかるから、それで申請して初めて出しますよというんじゃないくて、最初に補助金があるからやるみたいなの、そういう経緯はどうしても出てきますね。

要は事業計画があって予算を出してもらったら、本当にこちらで求めているのはそういうことですよね。

事業補助を精査する立場としては難しいんだろうけど、事業内容によって請求した分に対し

て出すというやり方のほうが今の時代に合っているんじゃないかなと思うんですが。

【説明者】

基本的には、最初にちゃんと年間事業計画を出して、何をやります、ですからこれに対して助成をお願いしますという形で申請書は出していただきます。

【委員】

でも、結局そういうふうには5万円とか7万円とかと金額が決まっちゃっているわけですから。

【委員】

要は、本当に自分たちのまちを自分たちで守るんだったら、何と何が必要で、それをどうやってそろえるかは各地域の人が自分たちで考えなきゃいけないんです。

【委員】

だから、逆に言えば25万するのを買いたいんだ、だけど3年間我慢するから、3年ぐらいのこの経費を一緒にくれないか、そういうことはできないか、そのぐらいの柔軟な対応をしてもらいたいなと思いますよね。

【説明者】

ただ、先ほど申し上げましたように、アンケート調査なんかを読みますと、ほぼもう75%、8割近い組織が、もうこれでいい、妥当ですよ、あるいはもうこれで充実していますよというお答えなんですよ。

ですから今の現行のやり方でどうだ、あるいはかなり充実度が高くなってきているということで、昔はそのまま現物支給でしたけれども、現金になりましたので、いろいろな活動経費にも使えるし、物を買ったりにも使えるということで、かなり柔軟度はある程度高くなってきています。

【部会長代行】

そのアンケート調査ですか、これは具体的にどんな調査をやっているのかちょっとお聞きしたいなと思っていただけど、その中で、今おっしゃった現在の助成金額が妥当であるという回答が結構多いというお話でしたけれども、長年こういう補助事業の運用をやってきて、その組織規模に応じて一定額まで使えるということにならされているので、だからこんなものかなということで妥当だというような見方が結構出ているんじゃないのかなという気がするんです。そういう意味では、そこからもう一步踏み込んで、世帯の規模に応じてじゃなくて必要な事業ニーズに即して、今おっしゃったけれども、柔軟に補助金を交付していけるような仕組みにやっぱりお考えいただく必要があるんじゃないかという気がいたしますけれども。

【委員】

防火防災協会の役割というのは、そういう企画とか啓発、消防力の向上とか、そういうのを考えて、町会などを引っ張る役目だと思うんですよ。だけど、そういうことではなくて、同じような啓発とかイベントとか、フェアとかポスターとか、同じことをやっているんですよ。要綱も読みましたけど、この団体はそういうことを考えてもっと引っ張る役だと思ったんですね。町会なんかよくやっているなと思いますよね。だから、やっぱりこの協会はもうちょっときち

んと考えていただきたいと思います。

【説明者】

ここの協会は町会と事業者の方を見ていらっしゃいますので、一緒になって地域の防災思想の普及に努めている。やはり住宅用火災警報器なんかもここが一生懸命やって町会なんかを引っ張っていったおかげで、今70%住宅に入っています。だから、先ほど申し上げた四谷なんかも「火災における死者ゼロ4,000日」というのを達成しておりまして、かなりこういったこの協会が、町会とか、特に事業者に入って、一生懸命町会、地域を引っ張ってやってきた結果だというふうに我々は考えております。

【委員】

協会があったらば、もうちょっと違うことをなさったらいいでしょう。普及というのは70%かもしれないけれども、町会だって皆様一生懸命やっていますよ。ここだけがやっているわけじゃないわけですね。だから、やっぱりこういうところの役割はどうなのかなと考えていただくのが区の方だと思うんですね。

50万だったらもっと生かせるような予算の使い方はないのかなということをこれを見まして私は思ったわけですよ、PRとかですからね。これは町会だって私たちが出した町会費でやっているんですよ。

【部会長代行】

時間も押してきていますので、補助事業39「各種団体への事業助成（防犯協会 4協会）」に移らせていただいていいですか。防犯協会も同じようなことだと思うんですね。

団体助成から事業助成に切りかわっているけれども、実質本当にそうなんだろうかというところがやっぱり課題として残っているんじゃないかと思います。それから、補助金の算定額ですか、これは、防犯協会それぞれ長い歴史であって、上限は22万5,000円とか、額が定額がありきで実際上限額で支給しているということで、どうも本当に事業助成になっているんだろうかという疑問は否めないですね。

【説明者】

防災協会と同じように上限が22万5,000円、確かに毎年22万5,000円を満額実態としては助成をさせていただいておりますが、先ほどの防災協会と同じように、実際の活動はそれをかなり上回る活動をしておりますので、場合によってはそれぞれの協会がもっと欲しいというご意見もあろうかと思うんですが、ただ確かに団体助成がまだまだ疑問が払拭できないというご指摘もございますので要綱も変えました。今年も既に説明会を設けて、これは事業補助だということで具体的な助成対象になるものとならないものを峻別して、事例を分けて説明等しております。今後もそういった疑問というか疑いを持たれないように防犯協会を指導していきたいと思っています。

【部会長代行】

ありがとうございました。

それでは、最後は、補助事業52「違法駐車防止対策協議会への事業助成 4協議会」、53

「交通安全協会への事業助成 4協会」ですね。お願いいたします。

【説明者】

交通安全にかかわります2つの補助事業につきましてご説明申し上げます。

まず、違法駐車防止対策協議会への事業助成ということで、対象となりますのは、新宿区内にあります4つの警察署それぞれの管内に設置しております違法駐車防止対策協議会でございます。この会議は、車両運転者等に対して無料で啓発を行うこと、それから地域住民、事業者等に対して啓発活動を行うこと、これを目的として構成されている協議会でございます。この会議につきましては、条例並びに要綱によって運営の方針が定められているところでございます。

それで、実際の違法駐車防止対策連絡協議会でございますが、車両運転者等に対する路上啓発活動ということで、活動維持に対する費用弁償、それから活動事業経費としてチラシ等の印刷費、それからそろいのジャンパーまたは官者服といったもの、それから活動事業の経費ということで保険料、いわゆる消耗品、通信費などに当たる事務経費というものを計上しております。それから、地域住民、事業所等に対する広報活動ということで、啓発物品、それからパンフレット等の印刷、こういったものを指定して助成をしているところでございます。

17年の指摘では、この違法駐車防止対策協議会と、それから次でご説明します交通安全協会の役割分担についてさらに明確にすることというようなことがございましたので、先ほど申し上げたとおり、補助の対象事業ということを明らかにするとともに、事業対象、費用対象も明らかにしているところでございます。

続きまして、交通安全協会への事業助成についてでございます。これも同じく4所轄署それぞれに交通安全協会を設置しているところでございます。事業でございますが、交通安全運動に関する事業、それから年に1回行われております交通安全パレード及び交通安全のつどい、こうしたものに対する啓発活動に対する事業補助ということになっております。先ほど違法駐車防止対策協議会でもご説明しましたが、この団体につきましては各団体が当該年度の事業計画等を定めた上で事業を行っていくというような形式で行っています。

補助対象でございますけれども、交通安全運動に関する事業ということで、啓発物品の購入費、それから印刷製本費というようなものに対しては半額、2分の1の補助を設定しております。それから、交通安全パレード並びに交通安全のつどいに関します事務用品ですとか活動取材費でございますが、これにつきましては全額10分の10の上限を設けてまして助成をしているところでございます。

補助対象額の行動経費などを明記していないということでございましたので、本年の3月8日、平成21年度末に改めて要綱を改正しまして、両要綱ともに補助金の算定基準及び対象経費を明確化してございます。また、団体補助となっているのではないかということに関しましては、それぞれの事業がそれぞれ効果をあらわしている。特に違法駐車におきましては、現実には違法駐車量がかなり減っているという事実もございます。また、交通事故につきましては平成12年度以降減少の一途をたどっておりまして、昨年度より3年間は死亡人員3名というふうに非常

に低いところだとどまっているというようなことで、成果はあると考えております。

それから、啓発活動の実際ということでございますが、違法駐車等につきましては、バス路線などで違法駐車をしているものに対してステッカーを張ったり、それから荷おろしをしている者に対して声かけなどを行っているところでございます。それから、交通安全につきましましては、全国の交通安全運動を春と秋1巡回やっておりますが、その巡回に対しての活動を助成しているものであり、また安全のつどい、これは高齢者のための毎年秋に行っている敬老のつどいと一緒にやっているものでございますが、それと春にパレードをやって、皆様方に交通安全意識の啓発を普及しているところでございます。

【部会長代行】

ありがとうございました。それでは、各委員からご発言をお願いしたいと思います。

【委員】

交通安全協会に対しての補助金は4協会に。またこれが一番問題になる単位が同じです。これはいわゆる団体助成金じゃないかということでしょう。交通安全協会と、それから交通安全協会の中に4駐車防止部会みたいなものがあるんだろうけど、違法駐車防止対策協議会とは別にしちゃうんですか。

【説明者】

別な組織になっています。

【委員】

何でこれが一緒にならないのか。この駐車協議会が交通安全協会の一つの部会になるんならまた話はわかる。

それともう一つは、警察が雇っている駐車違反専門にやる監視員とかいるじゃないですか。あれとのお互いの協働シェアみたいな、同じ警察にしながら交通安全協会と違法駐車防止協会員と、それから監視員、ここら辺が連携されているようにはどうも思えない。警察行政に対しては区は言えないという形があるんだろうけど、そこのところはやっぱ我々住民にとってみても、同じようなところに同じ金を出しているんだったら、それを区と警察署が一緒になって交通安全の団体に対しては協議してしかるべきだろうと思うし、何か細かく分けて、みんなそこに会長、副会長がいて、担当の職員がいて、行政職をつくるためにつくっているみたいな世界で、何でだろうというところがあるわけです。

【委員】

安全協会のほうは、会則が昭和47年にできて、平成10年5月に改正しているわけです。それから違法駐車防止対策協議会は平成5年4月に施行された条例と施行規則を根拠にしている、これは改正はあったか知らないけど、今の時代とは条例、会則自体も違うんですね。改正が平成10年、新しく平成4年、これはないんじゃないのということです。

それと経費の内訳みたいなのは言葉では書いてあるけれども、よくこれではわからないんですね。ここのところをちょっと説明していただきたいなと思います。

【部会長代行】

17年の答申書で、4つの協会を取り上げていましたよね。

防犯協会、防火協会、交通安全協会、違法駐車防止対策協議会について、3ページで「単に団体の要請に従って補助金を支出するだけでなく、区として警察・消防と連携して関係団体の話し合いの場を設けるなどそれぞれの活動を有機的・効果的に連携させる方策を検討し」、「違法駐車防止対策協議会については、警察庁等の動きも踏まえ、活動内容を検討していく必要がある」となっています。

これは、国のほうでも何か見直しの動きがあったんですかね。

条例に根拠を有しているような協議会、団体ですから、国のほうでこういう仕組みをつくった話じゃないかと思うんですよね、全国の都道府県市町村にね。

【委員】

その後に見回り監視員ができたんだから、もう何もなくなっているんですよ。

【部会長代行】

見回り監視員というのは安全協会がやっているわけですか。

【委員】

あれができちゃうと、全然これは要らないじゃないですか。

【説明者】

まとめてお答えさせていただきます。

まとめることはできないのかということについてなんですけれども、今、実は4安全協会、4違法駐車協議会とそれぞれ、合体できないのかということで、各協議会とお話をさせていただいています。部会化するなり、並列化するなりして組織をコンパクトにすると同時に、より支出がわかりやすいような形というものをつくれなかったらというお話を今現に進めているところでございます。

ご指摘がありましたように、違法駐車監視員制度というのは、一昨年度ですか、あの緑色の服を着た人を導入されたことによりまして、4輪自動車、いわゆる自動車の違法駐車が激減したと言われています。ただ、新宿区の特徴なんですけれども、新宿区は深夜まで営業してる店舗等が多いものですから、4輪自動車だけではなくて自動二輪車のほうもかなり違法駐車が目立つ状況にあります。監視員のほうは4輪についてはかなり厳しくやっているんですけれども、自動二輪のほうについてはなかなか手が回り切っていないというようなところがありまして、今、違法駐車防止対策協議会は特に二輪についてはしっかりと啓発活動をやっているところがあります。

それから、違法駐車監視員と違法駐車防止対策協議会とでは、やはり1つ、監視員のほうは法的権限によって違反切符を切ることができるということがあります。ですから、実際に違法駐車をしている車に対して対策はとれるんですけれども、荷おろしをする事業者ですとか、そういった面している事業者ですとか、それから利用する区民に対してまでの働きかけはできないというところがありますので、その部分については、先ほど申し上げた一体化にあわせて、そういった事業も主目的を変更することによって対策を対応すべきではないかというような

ころを今お話ししたりしているところです。

それから、片や昭和47年、片や平成4年にできた状況ということなんですけれども、まさに違法駐車が非常に目立つようになったのが平成に入ってからでございまして、平成に入ってから違法駐車のために渋滞が発生するというようなことが社会問題として多く取り上げられるようになりました。その時期に、先ほど部会長代行のほうからお話がありましたように、警察庁のほうから各自治体でそういった違法駐車に対する対策について地域活動を行うべきであるという呼びかけがあり、それをもとに平成4年からこの活動を行ってきたというところがございます。

その時点におきましては、先ほど申し上げたように、違法駐車監視員という制度もございせんでしたので、一定の効果はあったというふうに考えておりますが、先ほどから申し上げているとおり、制度が大分変わってきて、社会環境も変わってきている中では、この2つの協議会、こういったものをどのようにこれから運営していき、役割を仕分けしていくかということについては、十分な組織のメンバーも含めてお話をしていく必要があります、我々としては一体化ということが最終的な目的としてあるのではないかと考えていますし、今ご助言をいただいたところでございますので、そういう方向で検討を進めていきたいと思っております。

【部会長代行】

事務所は同じところにあるんですか。

【説明者】

いや、署によって違いまして、別な署、ある署は全く別な組織になっています。ある署は1つの事務局が両方兼ねているというところもあります。

【委員】

この平成5年の4月に出ている規則では、交通安全協会もこの協議会の構成員になっているんですね。だから、それで一緒にならないかというところになりそうな感じですね。

【部会長代行】

では、組織面での統合はぜひ検討を進めていっていただければと思います。

【説明者】

はい。一方的に私どもの役所のほうから働きかけるのはちょっといろいろと課題があるというか、参加者といいますか、構成員との話し合いを通して方向性を見出していきたいと思っております。

【部会長代行】

あと、これもほかの団体との関係と同じなんですけれども、安全協会にしてもこの違法駐車防止対策協議会にしても団体助成、事業費助成の話がやはり同じようにあるのかなという気がしているんです。統合という大きな流れはありますけれども、ミクロ的に言うとそういう問題もあるのかなという気がしていますので、そこら辺もやはり考えていっていただければと思います。

【説明者】

要綱を3月に改正しまして、より明快な事業費の使用用途を明らかにするために、領収書等を添付した上で請求していただくという形になりまして、実際に今年度におきましては、1つの協会におきまして返戻金、戻しが発生したというようなこともございますので、これからも適正な事業運営に努めてまいりたいと考えています。

【委員】

立場的に言うと、まずチラシ、ポスターを減らしてもらいたい。あれをチェックしてもらいたい。同じようなものをみんなつくって掲示板に張られて、それで、回覧板を回して、何をやってくれと、どれだけその金が出ているのかと言いたいぐらいですよ。

【部会長代行】

だから、助成ありきなんですよ。先に一定額の補助金があるから毎年繰り返しましょうみたいな、漫然と実施しているんじゃないかという気がしているんですね。

【委員】

でも、この先この組織をどうやって一体化させるか、生き延びるのをまず考えるわけですよ。これはしょうがないと思うんですよ。もう終わったから終わりにしちゃうというのをやらないだろうから。見ていると必ずその組織は、もうこれは廃止しよう、それでまた必要になったらまたつくればいいじゃないですかぐらいの、行政というのはそういうのはできないのでしょうか。

【委員】

予算規模も発展的に全部集めた総合の予算でやりましょうというのではなくて、要らない予算は他に振り分けるところはいっぱいあるんですよ。統合のときにはきちんと、この外部評価の指摘もありましたよということで、要らないものは要らないところで削って有効に使うようにしていただきたいと思います。

【説明者】

今、代行のほうからご指摘がありましたとおり、事業費を補助していますので、事業が変われば当然補助額も変わってくるということですので、統合されたがゆえに事業が変わるのであれば当然変わってくる。それが結果としてチラシの枚数の減少につながるのかもしれませんが、そのところは……

【部会長代行】

定額助成ありきのものもあるんですね。ただ、内容をよく見て、本当に必要な事業だけ助成するという形を統合されても徹底していかなければいけないんじゃないかと思いますが。

あとよろしいですか。

それでは、どうもありがとうございました。これで閉会とします。

＜閉会＞